

DV、セクハラに苦しむ女性をサポート くり返される性差別、人権侵害に挑み続ける

◇ 人権救済に走り続ける女たちの「場」

事務所の扉を開けると、スタッフの机やコピー機が並び、その一番奥、入り口からは見通せない場所に相談スペースが設けられていた。「NPO 法人女のスペース・おん」では、一九九三年の設立当初から電話や面談で女性の相談をうけていた。ドメスティック・バイオレンス（DV）、職場での性差別、セクシャル・ハラスメント、家族問題など多岐にわたる相談が寄せられている。二〇〇一年にDV防止法（配偶者からの暴力の防止及び

被害者の保護に関する法律）が制定されて一〇年がたつが、相談が減る気配はない。相変わらず深刻な問題ばかりである。

女性の人権に関わる問題の相談は、活動の入り口にすぎない。そこから始まる問題解決や生活再建のサポートに、何カ月も、ときには何年もかけて取り組んでいる。その過程で調査や訴訟に及んだり、政策提言をおこなうなどして、権利回復をめざし、そこで得たノウハウを次の問題解決に活かす。このサイクルに終わりはない。

スペース・おんの名前は、「女（おんな）」から「名（な）」をとって「おん」とし、名無しの女、無名の女たちの連帯こそが世の中を変えていくという思いがこめられているのだが、立ち止まることなく走り続けている「ON」の状態を意味しているようにも見受けられる。

優生保護法など女性をめぐる法律の改定などのために、人権を守る立場から行動をおこしてきた女性たちが、「場」をもつ必要性を感じ、一九九三年春、女性のためのネットワーク事務所として、女のスペース・おんが開設された。NPO法人格を取得したのは二〇〇一年一二月のことである。

◇ 駆け込みシェルターの設置・運営を リード

開設当初から、女性に対する暴力という人権

侵害に関する相談が多く、すぐにDVサポート業務を始めた。心身に深い傷を負った女性たちが自分自身を取り戻し、生活を再建するには、安心して逃げ込める場所としてシェルターが必要だった。

三年後に、駆け込みシェルター国際シンポジウムを開催し、翌年には道内初のシェルターの運営を始めた。その後、道内各地にシェルターが発足し、北海道シェルターネットワークが組織され、ノウハウの共有やDV被害の実態調査などに取り組んでいる。DV被害に遭った女性を保護するシェルターは、法律施行後、都道府県に一カ所以上の公的シェルターがおかれるようになったが、北海道の場合、民間シェルターが先行したこともあって、七対三の比率で民間シェルターが大きな役割を果たしており、全国的な傾向と逆転した格好になっている。しかしながら、民間の場合、草の根的な活動として手弁当で取り組むケースも多く、公的な財政支援が必要とされている。

さらに、シェルターは一次的な避難先となる施設だが、実はシェルターを出てからのほうが本格



スタッフがじっくり話をきく相談スペース

北海道の元気! NPO訪問

10 NPO法人 女のスペース・おん

文・加藤知美



国際シンポジウムの様子
(写真提供：女のスペース・おん)

○法人全国女性シエルトーネット
共同代表や北海道ウイメンズ・ユニオン書記長も務めている。日々の活動の現場で起こる出来事を全国のネットワークを駆

使して問題解決にあたり、当事者の生命を取り返すことに全力を尽くす毎日だ。さらには、政策提言や法改正の働きかけも欠かせない。活動をともししてきた女性たちが政権交代により大臣になった今、さらにその動きを活発化させている。DV防止法の実現には、多くの市民、とりわけ女性、DV被害当事者が関わり、超党派で立法した精神はこれからも大事にしていきたいという。

一本の相談電話から始まる活動に多大な情熱が傾けられ、社会を変えていくエネルギーが生まれる一方で、活動の資金調達の苦労は絶えない。団体設立当初は、思いに共感する会員の会費を柱とし必要に応じて助成金を取得する考えだったが、これでは足りず、事業収入を得ていくことが課題となった。そこで、自主事業としてブックレットを発刊したり、講演会の講師料収入を増やす努力をした。現在では、札幌市の配偶者暴力相談センターの運営受託や北海道の配偶者暴力に対するシエルトーネットの受託などと、民間助成財団からの助成金を中心に運営資金をまかなっている。しかし、それぞれの相談ケースに親身になって対応するには、人も時間もお金も足りない状況に変わりはない。諸外国の例をみても、この分野では、民間の活動に公的資金が投入されているのが一般的だ。例えば、韓国では、津々浦々に女性のホットラインがあり、民間スタッフが公務員並みの賃金で従事できている。アメリカでは、数千の民間グループがあり、国や州の補助金があるほか、教会や企業や市民セクターの寄附金で運営されている。また、大学院卒業の専門家がシエルトーネット

的なサポート活動であり、きめ細かな対応はNP
Oならではのものである。一人の女性が社会的関係性を取り戻して自立するまでには、離婚訴訟、深刻な後遺症への対応、子どもの回復支援など、さまざまな難題を乗り越えるために、各分野の専門家とともにサポートすることになる。

また、労働現場での女性に対する人権侵害も後を絶たない。セクシャル・ハラスメントの相談も多く、深刻なケースでは働きにでられなくなるほどの後遺症があり、行政訴訟をおこなって労災認定をかちとるサポートなどもしてきた。

◇ 活動の持続性確保に社会的バックアップの拡充も必要

代表理事の近藤恵子さんは、若い頃から関わってきたフェミニズム運動を通じて、弁護士、医師、研究者、政治家などの人脈をもち、現在は、NP

フになるなど、ボランティア頼みの日本とはだいぶ様子が異なる。

活動を始めて一七年。DV防止法ができて施策も増えてきたこの一〇年だが、性差別の構造が変わらない限り暴力は減らないと近藤さんは考えている。世界経済フォーラムが毎年発表するジェンダーギャップ指数をみても、先進国中で低い水準にあり、こうした格差が女性への暴力につながっている。また、日常的に暴力がふるわれるような環境にいる子どもたちがうけているダメージははかりしれず、DV家庭の児童は一般家庭の児童の二倍以上のハイリスクで性暴力の被害者となっているという。こうした子どもたちの人権も守ることが今後の課題である。



代表理事の近藤恵子さん

◆ NPO法人女のスペース・おん

所在地 札幌市中央区南1条西5丁目8番地
愛生館ビル508B
TEL 011-219-17012
WEB <http://www.np.asahi/sapporo/space-on/>